第３回　田瀬ダム湖面活用懇談会

次　第

日時：令和４年４月１５日（金）
１３時３０分～
場所：花巻市東和総合支所
（ｗｅｂ併用）

１．開会

２．あいさつ

３．議題
（１）新たな湖面利用ルールについて

（２）湖面利用ルールの周知方法について

（３）各団体による今後の取り組みについて

（４）意見交換

４．閉会

第3回「田瀬ダム湖面活用懇談会」出席者

構成	所属	役職	出欠
田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会（会員）	柏木平レイクリゾート（株）	代表取締役	欠席
〃	田瀬湖振興公社	理事長	○
〃	猿ヶ石川漁業協同組合	組合長	○代理
〃	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	副所長	○
〃	田瀬地域コミュニティ会議	会長	○
〃	一般社団法人　東和作戦会議	理事	○
オブザーバー	花巻市生涯学習部スポーツ振興課 （東和B＆G海洋センター）	課長補佐	○
〃	〃	スポーツ振興係長	欠席
〃	〃	スポーツ施設管理員	○
〃	自然遊びクラブ（田瀬湖カヌーガイド）	代表	○
〃	spes activity MORIOKA スペースアクティビティ盛岡 （日本シティサップ協会岩手支部）	代表・公認インストラクター	欠席
〃	AUTO SERVICE HOT WAVE　ホットウェーブ （水上オートバイ販売整備・船舶免許・PWSA会員）	代表取締役	○
〃	PWSA東北支部 （パーソナルウォータークラフト安全協会）	事務局長	○Web参加
〃	〃	事務局員	○Web参加
〃	〃	東北支部	○
田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会（事務局長）	花巻市東和総合支所	支所長	欠席
田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会（事務局）	花巻市東和総合支所 地域振興課	課長	欠席
〃	〃	課長補佐	○
〃	〃	産業係長	○
〃	遠野市宮守総合支所	支所長	○代理
〃	岩手県県南広域振興局土木部 花巻土木センター	治水環境課長	○Web参加
〃	岩手県県南広域振興局土木部 遠野土木センター	道路河川整備課長	○Web参加
〃	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所田瀬ダム管理支所	支所長	○

「順不同・敬称略」

第2回「田瀬ダム湖面活用懇談会」の概要

資料1

◆3月30日に開催しました第2回「田瀬ダム湖面活用懇談会」では、利用ルールの見直し案や周知方法、利用エリアの現地表示の提案を行い、意見を伺った他、参加者からも新たな取り組みについて提案が出されました。
◆第3回懇談会では、過去2回の意見を基に作成した新たな湖面利用ルールと周知方法の最終案の提案を行い、了承が得られれば、本格的な湖面利用が始まるGW前に周知の取り組みを開始します。

第2回懇談会
日時：令和4年3月30日（水）
13：30～15：00
場所：花巻市東和総合支所会議室
議事内容
（1）湖面利用ルール（案）について
（2）湖面利用ルールの周知方法について
（3）湖面利用エリアの現地表示等について
（4）意見交換





第2回懇談会の状況

◆第2回懇談会の議事概要
・ボート競技場（手漕ぎボート利用区域内）では、6月から10月までの休日は、学校や子供会行事、ボート合宿などの予定が入っており、ボートの誤進入が心配である。
・競技ボートの合宿について、合宿期間や湖面での練習時間について釣り公園の受付窓口前などに掲示することにしたい。
・ボート競技場のコースワイヤーの位置や、ボート上からの見え方などを実際に見てもらうため、合同点検を実施してはどうか。
・動力付きボートを使った湖岸のゴミ拾いを、暖かくなってから（6月頃）実施したい。
・「ヨット・手漕ぎボート優先区域（動力付きボート利用可）」の利用エリアの上下流部にある曝気装置に進入禁止の旗を立てて、エリア区分の目印としたい。
・今年は白土地区の搬入路に利用ルールを記載した看板を設置し、ヨット・手漕ぎボートの利用を可能とする予定である。

湖面利用ルールの見直し（案）

資料2

水上バイク・エンジン付ボートの田瀬湖利用に際しての注意事項

田瀬湖では安全に湖面を利用していただくためにエリア分けに協力いただいております

利用にあたって

1　この注意事項をよくお読みください。
2　利用前に「田瀬湖利用受付用紙」の記入及び受付箱への投函にご協力ください。
　用紙は「田瀬釣り公園」に置いてあります。

利用区域について

3　利用可能な範囲は、“田瀬湖の湖面利用について”の看板及び“別紙(図-1)”のとおりです。
4　「水上バイク・エンジン付ボート利用区域」での利用をお願いします。
5　「ヨット・手漕ぎボート優先区域」はヨット・手漕ぎボートの未使用時のみの利用可能です。
6　「ヨット・手漕ぎボート利用区域」については、漕艇コースのワイヤーが張られており**危険ですので進入しないでください。**
7　**ダムサイト(ダム本体周辺)は通行規制区域**となっていますので**進入しないでください。**
　（別紙(図-２）“田瀬湖　湖面利用図”のとおり）
8　田瀬湖内に水質保全装置を設置しておりますので、周辺を通行する際は注意してください。

使用中の事故について

9　湖面利用中の事故は、**全て自己責任**となります。
10　オイル漏れ等の水質事故が生じた場合の**事故処理費用は全額利用者負担**となります。
11　万が一、事故が発生した場合は、最寄りの警察及び田瀬ダム管理支所まで連絡ください。

その他の注意事項

12　田瀬湖は釣りも盛んな湖です。
　入り江に入らない・波を立てない等、**釣り人に対するマナーを守ってください。**
13　周辺には人家があります。**早朝、夕方の利用は控えてください。**
14　カヌー・手漕ボートが近くに見えた場合は速やかに減速し、波を立てないように注意してください。
15　パトロール船が近くに見えた場合は、通行の障害にならないよう注意してください。
16　ゴミは持ち帰ってください。
17　漁業及び管理関係者に対しては、ダムサイト(ダム本体周辺)以外の湖面にエリア分けを設けておりません。

マナーを守って、楽しく安全に利用いただきますようお願いします

田瀬湖利用関係機関連絡会
問合せ・事故等の連絡先
田瀬ダム管理支所　０１９８－４４－５２１１

田瀬湖の安全な湖面利用について
マナーを守って楽しく利用しましょう！

湖面利用にあたって

1．湖面を安全に利用していただくために、利用エリア分けに、ご協力をお願いします。
2．ヨット・手漕ぎボート（カヌー、ＳＵＰ含む）の利用は、東和Ｂ＆Ｇ海洋センターや、白土の搬入路など安全な場所から搬入して利用してください。（各施設の利用規則を守って利用してください。）
3．動力付きボート（釣りボート、水上オートバイ含む）の利用に当たっては、**花巻市東和町横峰の「田瀬釣り公園」にて受付**（「田瀬湖利用受付用紙」を記入）を行い、入場ゲートのカードキーを受け取ってから搬入を行ってください。

利用区域について

4．湖面の利用可能な範囲は、釣り公園等に設置の“田瀬湖の湖面利用について”の看板及び“別紙(湖面利用エリア区分)”のとおりです。
5．動力付きボートは、**「動力付ボート利用区域」**での利用をお願いします。
6．動力付きボートは、ヨット・手漕ぎボート未利用時に限り**「ヨット・手漕ぎボート優先区域」**も利用できます。（湖面上の水質保全施設の上に、赤い旗が立ててありますので、それより先には進入しないでください。）
7．動力付きボートは、ヨット・手漕ぎボートが近くに見えた場合には、速やかに減速し、波を立てないようにしましょう。
8．**「ヨット・手漕ぎボート利用区域」**の**ボート競技場**には、コースワイヤーが張られており**大変危険ですので進入しないでください。**
9．ダム本体周辺は**船舶等利用禁止区域**となっていますので、一般のボート等は進入しないでください。

利用中の事故について

10．湖面利用中の事故は、**全て自己責任**となります。
11．燃料やオイル漏れ等の水質事故が発生した場合、**事故処理費用等は全額利用者負担**となります。
12．万が一、事故が発生した場合は、**最寄りの警察**及び**田瀬ダム管理支所**（下記参照）まで連絡してください。

上記以外のルール

13．**必ずライフジャケットを着用しましょう。**
14．グループで利用の場合は、利用者全員でルールの確認を徹底しましょう。
15．田瀬湖は釣りも盛んな湖ですので、「入り江に入らない・波を立てない」等、**釣り人に対するマナーを守りましょう。**
16．周辺には人家があります。**早朝、夕方の動力付きボートの利用は控えてください。**
17．漁協及び施設管理関係者の船舶に対しては、ダム本体周辺以外の航行に制限を設けておりませんので、ご理解願います。
18．ゴミは必ず持ち帰りましょう。

田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会
問合せ・事故等の連絡先
田瀬ダム管理支所　０１９８－４４－５２１１

H18年策定の湖面利用ルール

田瀬湖 湖面利用ルール（最終案）

湖面利用エリア区分

資料3-1



白土（ヨット・手漕ぎボート搬入箇所）

東和B＆G海洋センター

ボート競技場

ヨット・手漕ぎボート
利用区域

動力付きボート利用可能
エリア上流端として赤旗
掲示



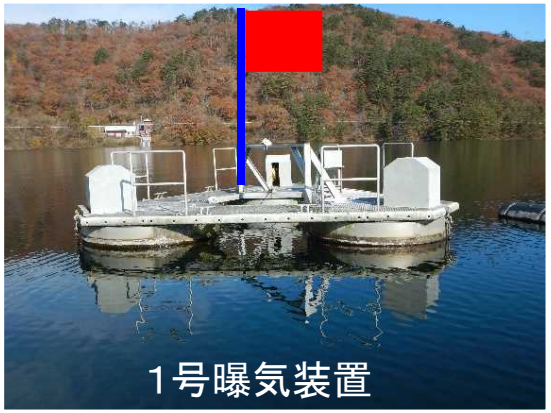
動力付きボート等
搬入箇所

（受付）釣り公園

動力付きボート利用区域

ヨット・手漕ぎボート優先区域
（動力付きボートも利用可）

動力付きボート利用可能エリア
下流端として赤旗掲示



田瀬ダム

船舶等利用禁止区域

動力付きボート利用可
能エリア下流端付近と
して黄旗掲示



湖面利用エリア区分

資料3-2

利用エリア区分の旗（イメージ）



1号曝気装置に掲揚
「船舶等利用禁止区域」



4号曝気装置に掲揚
「間もなく船舶等利用禁止区域」



2号曝気装置に掲揚
「ヨット・手漕ぎボート利用区域
（動力付きボート利用不可）」

動力付きボート搬入箇所での周知方法（案）

資料4



釣り公園看板（令和4年4月28日までに更新予定）

貯水位低下時に露出する護岸付近に、衝突防止用のブイ等を設置予定（令和4年6月中旬）





受付場所　釣り公園事務所

動力付きボート搬入箇所

田瀬湖オートキャンプ場

ゲート脇、搬入路付近への注意看板設置（令和4年4月28日までに設置予定）



キャンプ場ゲート（令和4年3月更新済）





田瀬ダム湖面活用懇談会　今後の取組内容　一覧（案）

資料5

R4.4.15

No	取組内容	内容	実施者	実施時期	備考
1	利用ルールの改定 （改定案の策定）	【追記内容】 ・釣り用動力付ボートにも動力付きボートとしてのルール遵守を要請 ・SUPにも手漕ぎボートとしてのルール遵守を要請 ・湖面上の利用区域界表示（旗）遵守を要請 ・ライフジャケット着用を要請 ・グループ利用の場合に全員でのルール確認を要請	関係全者	・4/15　第3回懇談会で決定予定	
2	改訂されたルールの配布用ちらし原稿作成		国土交通省で原稿を作成し関係機関に原稿を提供 （適宜印刷して活用）	・4月28日まで	
3	標識、看板類の更新、追加	・既存標識（大　2基）の表記更新 ・大小標識、看板の追加設置 （水位低下時の座礁注意喚起ブイ含む）	国土交通省	・一部　4月28日まで ・他　水位低下時 （6月中旬頃）	
4	湖面利用範囲境界の目印設置	・曝気装置に目印（旗）を設置する（3基）	国土交通省	・4月28日まで	
5	ボート競技大会などのボートコースの利用等に係る情報のより積極的な発信	・花巻市HPなどのSNSでの情報発信 ・「田瀬釣り公園」へ利用予定の張り紙	花巻市 生涯学習部スポーツ振興課	・湖面利用者の多い6月～9月頃	
6	安全利用啓発の安全パトロール、ちらし配布の実施	・安全運転啓発のちらしを配布しながら安全運転への協力を呼びかけ	PWSA（NPO法人ﾊﾟｰｿﾅﾙｳｫｰﾀｰｸﾗﾌﾄ安全協会）東北地方本部	・水上オートバイ利用者の多い時期	
7	田瀬湖清掃への参加	・4/24の一斉清掃への参加、加えて適期（水上オートバイ利用者が増え始める時期）に独自に清掃を実施	PWSA東北地方本部、水上オートバイ利用者	・4月24日 ・水上オートバイ利用者が増え始める時期 （6月頃）	
8	シーズン後の懇談会開催	・シーズン後に本取組結果を検証のための懇談会を実施	関係全者	・11月～12月頃	